

2006年2月9日  
(平成18年)

財団法人藤沢市まちづくり協会  
会長 入江俊彦様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 横山弘美

自転車等駐車場運営業務に係る個人情報を目的外に提供すること  
及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2006年2月7日付けで諮問（第175号）された自転車等駐車場運営業務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、個人情報を目的外に提供をする必要性及び本人通知を省略することの合理的理由は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

平成18年1月31日付けの神奈川県藤沢警察署司法警察員名での捜査関係事項照会書により、市役所前第一自転車駐車場2階で発生した自転車盗事件の捜査上の必要から、当該自転車駐車場に設置された防犯カメラに写された映像を録画した平成18年1月26日から同月28日までのビデオテープの提出について、指定管理者である（財）藤沢市まちづくり協会に依頼がなされた。

当該防犯カメラに写された映像は、特定の個人を識別できる個人情報であり、警察署からの刑事訴訟法第197条第2項に基づく任意的規定による照会であ

ることから、今回諮問に至ったものである。

(2) 目的外に提供する必要性について

警察署からの本件照会は、正当な請求権を有する司法警察員職員により行われ、公共の福祉を維持するために必要な捜査を行うものであり、正当な権限を有するものによって行われたものであることから、照会そのものの正当性及び公益性は十分認められるものであり、また事件が発生した当該自転車駐車場は指定管理者である当協会が管理するもので、当該施設内で発生した盗難事件の解決は、当該施設利用者である被害者を救済することでもあり、そのことが当該施設を管理する当協会の利益と合致することから、本件照会に係るビデオテープを目的外に提供する必要がある。

(4) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

本件照会に係るビデオテープに映像として記録された個人について、当該施設利用者名簿等の照合により、個人を特定することが事実上困難であり、当該本人通知の送付先が特定できないことから、本人への通知を省略するものである。

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(2)までの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

ア 実施機関の説明によると、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会書により、現在捜査中の自転車盗事件に関連し、捜査上の必要から事件の発生場所である市役所前第一自転車駐車場2階に設置された防犯カメラの映像を録画した平成18年1月26日から同月28日までのビデオテープの提出について依頼があった。

イ 本件照会のビデオテープは、当該自転車盗事件の捜査をする上で犯人を特定し、事件解決を図る手がかりとなるもので、本件照会に係る当該ビデオテープは指定管理者である実施機関が保管し管理するもので、当該施設を管理する実施機関以外のものから提供を受けることは不可能であること、本件照会は公共の福祉を維持するため必要な捜査を行うためなされたものであること、及び実施機関が管理する施設内で発生した事件の解決により、当該施設の利用者である被害者を救済し、そのことが当該施設管理者である実施機関の利益と合致することから、目的外に提供する必要性は認められる。

(2) 本人へ通知しないことの合理的理由について

本件照会に係るビデオテープに映像として記録された個人について、当該施設利用者名簿等の照合により特定することが事実上困難であり、当該本人通知

の送付先が特定できないことから本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

以 上